

令和3年度イベント開催事業募集要項（2次募集）

公益財団法人さんりく基金

1. 事業の目的

三陸地域の活性化及び交流人口の拡大を目的として、地域の特性を生かした個性ある地域振興を図るためのイベントに対して助成を行います。

2. 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

岩手県内において開催する、三陸地域の活性化及び交流人口の拡大に向けた次のいずれにも該当するイベント

ア 震災復興に資する取組であり、また三陸地域として広域的波及効果がみられる取組であること

イ 地域において先導的な取組であること

ウ 当該事業に要する経費が5,000千円以上であること

※ いずれも、新型コロナウイルス感染症予防に配慮し、岩手県からイベントの開催制限等の要請がある場合には、その要請に準拠するものに限る。

※ 定義

「三陸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

(2) 助成対象者

地域振興活動団体（県内の団体に限る）

(3) 助成要件

助成金額 10,000千円以内（補助率 2/3以内）

※ 助成金額の算定にあたっては、助成対象経費から別表に示す収入を控除して算定します。

(4) 助成対象経費

○イベント開催にかかる次の経費

対象経費	内容（例示）
謝金	出演者、協力者等に対する謝金 ※ 県の支給基準を上回る場合は、減額する場合があります。
賃金	アルバイトの雇用等に要する経費
旅費	移動に要する経費
消耗品費	事務用品等の消耗品購入費、新型コロナウイルス感染症感染予防のために要する経費
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費
通信・運搬費	郵送料、運送料
手数料	手続き等の手数料

広告宣伝費	広告宣伝のために外注する経費
使用料・賃借料	会場使用料、イベント配信プラットフォーム利用料、物品等賃借料等
委託料	特定の業務を専門とする外部に委託する経費
備品購入費	特に必要と認められる備品購入費 <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数1年以上のもので、購入単価3万円以上に限る。 ・パソコン、デジタルカメラ、プロジェクター等の汎用性的備品は除く。
その他	上記に掲げるもののほか、特に必要な経費。ただし、次のものは除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費等施設経費に係るもの ・イベント主催者側担当者（アルバイト含む。）の飲食に要するもの ・汎用的備品の購入（パソコン、デジタルカメラ、プロジェクター等） ・事務局の人件費や団体の経常的な活動に要する経費 ・イベント開催に直接必要としない経費

(別表)

控除対象収入	内容（例示）
入場料・出店料	イベント開催に伴う収益となる入場料、出店料又は類似する収入
他の助成金対象経費	国及び県の助成金等の交付対象経費

(5) 事業期間

助成金交付決定の日から原則として令和4年3月15日（火）まで

3. 申請窓口及び提出書類

申請窓口	提出書類
さんりく基金事務局に提出 (郵送に限る)	①助成金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③事業スケジュール表（様式第3号） ④事業経費内訳書（様式第4号） ⑤団体の概要がわかる資料（規約、役員名簿、団体概要等）

4. 応募書類受付期間及び交付決定予定時期

応募書類受付期間	交付決定予定時期
令和3年6月21日（月）～令和3年7月21日（木）17時（書類必着）	8月下旬

※ 書類原本を期日までに提出（書類必着・当日消印無効）してください。

※ 持参の場合は、受けません。

※ 郵送の際は、封筒表に申請書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便等にて期日までに必着のこと。

5. 審査委員会の開催

審査は、申請書類及びプレゼンテーションに基づいて行います。

審査委員会の日程等詳細については、申請者に別途通知します。

(審査委員会：会場は盛岡市内で、令和3年8月上旬を予定。)

6. 交付決定

助成の可否は、審査委員会に諮り、申請内容を審査したうえで決定します。助成金の交付を決定したときは、審査委員会の意見等を踏まえて事業計画書等の内容を精査したうえ、助成金交付決定通知書により通知します。

7. 助成金の請求・支払い方法

- ・ 助成団体は、助成事業が完了した後、事業実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて提出してください。
- ・ 特に必要があると認められるときは、交付決定額の8割を上限に前金払いを行うことができます。

8. その他

助成団体には、事業完了後の実績報告提出時の他、事業成果報告会等での成果報告、当財団が発行する刊行物等への寄稿や画像提供を依頼することがありますので、活動の記録（撮影や資料化）を残してください。

9. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 原・田村

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 ふるさと振興部県北・沿岸振興室内

TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5254

E-MAIL jyosei@sanriku-fund.jp